

所有者不明の猫の引取りお断りについて

●所有者不明の猫の引取りをお断りする場合があります

北海道は、動物の愛護および管理に関する法律に基づき、稚内保健所では原則飼い主不明の猫を引取らないこととしているため、幌延町でも保健所の引取り基準を満たさない猫については引取りを行いませんので、皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。

●町民の皆さまへのお願い

○外にいる猫を捕獲して持ち込みはしないでください

→誰かの飼い猫かもしれません。

○生まれたばかりの子猫を持ち込まないでください

→子猫は母猫なしでは飼育が困難で簡単に死んでしまいます。むやみに母猫から子猫を引き離さないようにしましょう。

○エサを与えないでください。

→エサがあれば猫たちは集まり、繁殖します。外にいる猫がかわいそうと思っても、安易な気持ちでエサをあげるのはやめましょう。

●負傷した猫は、猫の生命と安全を確保するため保護できる場合があります。

交通事故などで負傷した猫、病気で衰弱している猫などを発見した場合は保護できる場合がありますので、下記までお問い合わせください。



お問い合わせ先:北海道宗谷総合振興局環境生活課 電話 0162-33-2922

稚内保健所 電話 0162-33-3707

住民生活課 生活グループ 電話 5-1112 告知端末機 8812

犬の飼い主の方へ ~ご登録と予防注射などのお知らせ~

○愛犬の登録はお済ですか？

犬を飼われている方は、市町村で犬の登録をしなければなりません。飼い始めたときに一度登録すると更新の必要はありませんが、次のようなときには届出が必要になります。

- ・住所を変更したとき（転出入、転居）
- ・飼い主が変わったとき
- ・飼い犬が死亡したとき



○狂犬病予防注射

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務付けられています。幌延町では、毎年5月に集合注射を実施していますが、受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院で受けていただくか、住民生活課生活グループにお電話でお問い合わせください。

○4月1日（金）～9月30日（金）は野犬掃とう期間です

幌延町のほか、近隣4町（天塩町・中川町・豊富町・中頓別町）では、期間を定めて野犬掃とうを実施しています。

登録畜犬であっても、期間中係留されていない犬はすべて野犬とみなし、誤殺しても町は責任を負いませんので、必ず係留しましょう。

「ペットは家族の一員です。マナーを守り、正しく飼いましょう」

お問い合わせ先:住民生活課 生活グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812